

京都市文化財建造物保存技術研修センター条例第 12 条の規定に基づき、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで、京都市文化財建造物保存技術研修センターの管理を次のとおり委託します。

平成 17 年 4 月 / 日

京都市長 梶本 頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会	岐阜県岐阜市 加納東丸町 2 - 20	1 研修センターの利用許可（利用の制限又は取消しに関するものを除く。）に関する事。 2 研修センターを設置目的に従った利用に供すること。 3 研修センターの施設、附属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関する事。 4 前各号に掲げるもののほか、研修センターの管理に関し、市長が必要と認める事項

(文化市民局文化部文化財保護課)